

## 加工事業者に係る分割認可申請について

### 1. はじめに

三菱原子燃料株式会社（以下、「当社」とする。）が、今後、法第18条第1項に基づき事業許可の変更申請（分割認可申請）を行う場合に必要な手続きについて、行政相談を行うものである。

### 2. 加工事業の承継計画

当社の加工事業承継に係る計画を以下に示す。

- 本年11/21にMHⅠ原子燃料株式会社を設立し、翌年3/15に当社を分割し、加工の事業の全部をMHⅠ原子燃料株式会社に承継する。
- MHⅠ原子燃料株式会社は同日、当社の加工事業を承継する。
- MHⅠ原子燃料株式会社は同日、その事業者名を変更する。（変更後30日以内に届出）

この承継計画に基づき、法第18条第1項に基づく分割認可申請書の提出を計画している。

### 3. 行政相談事項

分割認可申請を行うに当たり、当社は法並びに規則の要求事項を踏まえて申請を行うことを考えているが、法並びに規則の要求事項に対して、以下①～⑦の取り扱いについて行政相談したいと考えている。

#### 分割認可申請に係る行政相談事項

- ① 承継申請に必要な添付書面（規則第4条の第2項の第1号から第7号に記載された書面以外）について

今回、加工事業の承継に係る分割認可申請は規則第4条の第1項及びの第2項の記載に沿って、申請に必要な書面を準備し、申請する計画である。

規則第4条の第2項の第8号では『その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類』とあるが、今回、当社の加工事業をMHⅠ原子燃料株式会社に承継する計画に対して、規則第4条の第2項の第1号から第7号に記載された書面以外に提出しなければならない書面がある場合にはご教示願いたい。

② MH I 原子燃料株式会社の損益決算資料の添付について

MH I 原子燃料株式会社は、当社の加工事業を承継するために新設する事業者であるため、最終事業年度に関わる損益計算書がない。このため、規則第 4 条の第 2 項の第 2 号にある要求事項『最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書』に対して、会社成立の日における貸借対照表のみ記載し、財務目録は現預金のみであるため貸借対照表を参照する予定である。その他の適切な記載があればご教示願いたい。

なお、規則第 4 条の第 2 項の第 6 号にある要求事項『加工の事業の全部を承継する法人の分割の日以後 5 年内の日を含む毎事業年度における加工の事業の資金計画』に対して、本年度（令和 4 年度）は当社の計画を記載することを考えている。

③ MH I 原子燃料株式会社に関する技術者数の記載について

MH I 原子燃料株式会社は本年 11/21 に設立しているが、この時点で技術者、原子力関連国家資格有資格者（核燃料取扱主任者、第 1 種放射線取扱主任者）は三菱原子燃料株式会社に所属したままである。今後提出予定の分割認可申請上に記載する技術者数、原子力関連国家資格有資格者数は吸収分割される 3/15 時点で三菱原子燃料株式会社から MH I 原子燃料株式会社へ承継する技術者数、原子力関連国家資格有資格者数を記載することを考えている。その他の適切な記載があればご教示願いたい。

④ 法第 14 条の第 1 号の技術的能力の説明記載について

許可の基準において、法第 14 条の第 1 号では加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力の要求があるため、これに事業者が適合していることの説明が必要である。一方、分割認可申請に添付する書面は規則 4 条の第 2 項に挙げられている通りで、この中には技術的能力を説明する書面の添付が挙げられていない。

このため、分割認可申請では、規則第 4 条の第 2 項の第 7 号にある保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書の中で、MH I 原子燃料株式会社の技術的能力を説明することを考えている。その他の適切な記載があればご教示願いたい。

⑤ 分割認可申請中の事業許可変更申請書の提出について

今回、当社は法 18 条の第 1 項に基づき加工事業者の地位を承継する分割認可申請とは別に法第 16 条の第 1 項に基づく許可の変更申請を計画している。

分割認可申請と事業許可変更申請書は並行して申請可能と考えているが、問題があればご教示願いたい。

**保安規定・設工認他に係る行政相談事項**

⑥ 加工事業の分割認可申請（事業承継）を行うにあたっての保安規定の扱いについて。

前述の分割認可申請（事業承継）で加工事業に関連する保安規定も承継されと考えられ、特に今回の事業承継では保安管理体制の変更はないことから、加工事業の分割認可申請（事業承継）の分割の方法及び条件に関する説明の中に「吸収分割により加工事業に関する一切（設計及び工事計画認可、保安規定を含む）」と記載することで、保安規定としての変更申請は行わない計画としているが、解釈として問題があればご教示願いたい。

⑦ 設計及び工事計画認可の扱いについて

⑥と同様に分割認可申請（事業承継）で加工事業に関連する設計及び工事計画認可（設工認）も承継されると考えられるため、これらの変更申請を行わない計画としているが、解釈として問題があればご教示願いたい。もし個別で出す場合には、設工認は承継後、速やかに軽微変更届の手続きが考えられるが、この場合必要な手続きについてご教示願いたい。

以上